〈指定研究〉
「土地利用・空間形成コントロールの総合的研究」

集落営農における公・共・私

―― 島根県における実態調査報告 ――

鈴木龍也　池田恒男
吉岡祥充　牛尾洋也

はじめに

我々の研究会は広い意味での土地利用の問題をコミュニティによるコントロールという視点から幅広く検討することを課題としている。都市、農山村の別を問わず、特徴的な事例の検討、注目すべき業績を上げている研究者を招いての研究会、海外との比較などを行っているが、本稿では本研究会が最近島根県で行った集落営農に関する調査についてレポートする。

米価の落ち込みや転作の拡大など、稲作をめぐる条件の悪化は、地域における農業の担い手の不足、不在という事態を引き起こし、農山村に耕作放棄地の増加という文字通り目に見える形での深刻な打撃を与えている。これは農業生産や食料確保にとって、あるいは環境の保全や国土の保全にとって重大な問題であると同時に、当該地域社会に即してみた場合、コミュニティ機能など生活の質の低下を引き起こし、最悪の場合コミュニティ自体の消失をもたらすという意味で、コミュニティの存亡に直接にかかわる問題である。このような事態に対し、近年の農政においては、その「解決策」の一つとして集落営農がクローズアップされてきている。また、最近ではその法人化、すなわち集落型営農法人の設立促進が政策目標の一つとなっている。集落営農が行われる場合、その主体となる集落とはどのようなもので、どのような営農、農地利用・農地管理が行われているのか。土地利用コントロールのあり方としての問題点はどのようなものか。集落営農が成立し存続する条件はどのようなもので、集落営農を行うことが集落に対してどのような影響を与えているのか。法人の設立はどのような効果と問題をもっているのか。このような問題関心から、本研究会では、国の農政の動きに先駆けて集落営農の育成に取り組み、その先進地として有名な島根県において、昨年11月29日から12月１日まで調査を行った。はじめに島根県農業会議において農業会議の五明田登也さん、島根県農林水産部農業振興課の福間靖徳さんと細川美香さんに、島根県における集落営農および集落型営農法人の現況、集落営農や集落型営農法人についての島根県の考え方などについて概括的なお話をしていただいた後、「農事組合法人フレッシュファーム神代」、「農事組合法人橋波アグリサンシャイン」、「有限会社ファーム木精」を訪ね、それぞれ、代表理事奥田勲さん、組合長山本博稔さんと橋波ふるさと館の三島勝美さん、代表取締役社長加瀬部一倫さんにお話をうかがった（お忙しいなか時間を割いて貴重なお話をしていただいたこれらの皆さんに心よりお礼申し上げ

ます)。以下、島根県における集落営農および集落型営農法人の状況について簡単に述べた後、各事例について報告、検討する[1)]。

一　島根県における集落営農の概況

1　島根県における集落営農振興策[2)]

島根県ではかなり早い時期から集落を基本的な単位とする営農の組織化を促す独自事業を実施してきており、それは1968年に始まった「島根県山村農林事業振興対策特別事業」にまでさかのぼるということである。この事業は山村の振興を目的とするもので、集落の生産を組織化することを通じて、その中に中核的経営体を育成しようとするものであった。その後1975年に始まる「島根農業振興対策事業（新島根方式）」は、過疎化、兼業化の進行に歯止めをかけるべく導入された島根独自の総合的農業振興策であるが、ここにおいては集落を単位とする農業生産基盤整備や施設整備事業などだけではなく、営農や生産環境についての集落内での合意形成を促進するための「話し合い事業」なども組み込まれている。このような島根県独自の取り組みを始めるきっかけとなったのは、1970年頃からの、県西部を中心とする急激な過疎化の進行である。機械の共同利用によるコストの低減や集落一体となった取り組みや調整によって営農条件を改善し、これを乗り越えようとする施策が、国レベルの施策に先行して実施されていった。「島根農業振興対策事業」は当初5年間の計画であったが、1980年度からの第二期、85年度からの第三期へと引き継がれていく。

政策的な誘導の目標としての集落営農の質が、「集落を単位に組織された営農」から「集落を主体とする営農」へと変化してくるのは、1991年の「中山間地域農村活性化総合整備事業」と1994年の「しまね地域農業活性化特別対策事業」の頃からである。特に後者は、育成すべき担い手として、認定農業者などとならんで集落営農組織をあげている。この時期においては、全国的にみても中山間地域を中心に稲作を主とする中核農家の育成を展望できないほどに稲作の経営条件が悪化するとともに、兼業における農業の比重が極度に低下しており、中山間地域を多く抱える島根県において、この厳しい条件に対応するため、これまでの「集落を基礎とする営農の組織化」を一歩進め、農地保全あるいは集落の存続という目的のもとに、集落自身によって担われる営農としての集落営農が推進されることになったものと思われる。

1998年度から始まる「がんばる島根農林総合事業」になると、認定農業者、市町村公社等とならんで、集落営農法人組織が「先導的担い手」としての上乗せ補助対象者として位置づけられ、集落営農の法人化を進めるとの方針が明示される。そして2002年度からの「しまね集落営農ルネッサンス運動」においては、今後の集落営農のめざす方向として、「共同利用型」集落営農を「作業受託型」や「協業経営型」へと導くこと、集落営農組織の法人化を促進することなどが挙げられており、機械の共同所有や作業受委託の調整とい

---

1) 本報告書の作成に際しては、豊田洋一氏（京都府農業会議）と立田潤一郎氏（京都大学大学院）に各氏作成のヒヤリング・メモを参考資料としてご提供頂いただいた。記して謝意を表したい。

2) 以下の記述は、島根県農林水産部農業振興課「集落営農の成立経過と実体からみた今後の課題と展望」(2000年）による。ただし、以下の本稿の叙述はあくまでも島根における集落営農促進策の展開として特徴的なものを拾い上げたにすぎず、島根における集落営農に関する施策の流れの全体を概観するものとはなっていない。

うレベルを超えた、集落（営農組織）を主体とする経営という意味での集落営農の育成と、その法人化の推進が、政策目標として明確に示されている[3)]。

2　島根県における集落営農の状況[4)]

島根県における集落営農は2002年３月現在で397組織あり、県内農業集落の約２割をカバーしているとのことである。圏域別の組織化率（集落営農が集落をカバーしている割合）は、松江圏域15.5％、出雲圏域14.8％、雲南圏域36.9％、県央圏域11.1％、石央圏域6.9％、石西圏域35.4％、隠岐圏域14.2％である（2000年11月現在）。急峻な山でなく、また平坦でもない、いわゆる中山間地域にあたる雲南、石西地域で組織化率が高い。県としては集落営農の推進よりも認定農業者への農地集積を優先するとのことであったが、現実には、今後は平坦地域でも担い手の確保が難しくなることが予想され、その受け皿として集落営農の組織化が進むように思われる。

島根県では集落営農を「集落の過半の農家が、農業生産の維持・発展に関する合意の下に、農業の生産行程（その農業に付帯する加工・貯蔵・販売を含む）の一部又は全部について労働力及び機械・施設利用の組織化（機械・施設の共同所有のみを除く）を実施している営農」と定義し、それをさらに「共同利用型」、「作業受託型」、「協業経営型」の三形態に区分している。共同利用型とは、機械を共同所有し、共同利用・共同作業を行う形態、作業受託型とは、機械を共同利用し、特定のオペレーターが農作業を実施する形態、協業経営型とは、労働だけでなく、土地利用や農産物の販売・出荷も一元的に行う形態、とされている。2001年12月現在、共同利用型が53.4％、作業受託型が37.1％、協業経営型が9.5％となっている。集落営農は全般的に、水稲に依存する度合いが高く、現状維持志向が高いという問題があり、県としては、組織基盤が確立され、組織経営体としての意識が強い、発展の可能性が高い組織へと誘導するため、共同利用型から作業受託型、さらには協業経営型へと組織転換を促すとのことである。集落営農を進める上ではオペレーターの確保が、協業経営型への移行については構成員の意識変革が最大の問題になるとのことである。

集落営農組織の平均として、２集落にまたがり、30戸の農家により構成され、20ヘクタールの耕地面積で、18ヘクタールが水田、過半を部分受託しており、水田の整備率は８～９割、オペレーター数は３名、という数字がでている（1999年時点での数字と思われる）。

次に集落型営農法人についてであるが、2002年４月現在で集落型営農法人は24法人で、県の方針もあり、そのうち21法人が特定農業法人である。24法人のうち農事組合法人が20法人、有限会社が４法人。ほとんどが稲作を中心とした農作業の受託をしており、農産物加工を行っている法人はわずかである。また、その多くが石西圏域に所在しているが、雲南圏域に所在するものもいくつかある。

既存法人が法人化した理由、きっかけとしては、地域内の農地の受け手になるためというのが最も多いが、このほか施設・機械更新のための内部留保の税制上の扱いや補助金による誘導、さらには、ほ場整備や中山間地域直接支払いなどもあるそうである。

法人は、たとえ有限会社であったとしても必ずしも経営体の論理で動くわけではなく、

3）島根県農林水産部「新たな集落営農の推進に向けて（しまね集落営農ルネッサンス運動）」（2002年）。

4）以下の記述は主に島根県農林水産部「新たな集落営農の推進に向けて（しまね集落営農ルネッサンス運動）」と島根県農業会議における聞き取りによる。

どちらかといえば集落の維持・活性化という地域社会の論理にしたがって動くとのことである。これは、法人設立の主要な動機が、引き受け手のいない農地を引き受けるための受け皿づくりであるということとも符合する。一面で、少なくとも個々の構成員に経済的に大きな負担が及ばない形で農地を保全するという、構成員が法人に対して有する期待の公約数を実現するためには、経営合理性を備えた組織運営は欠かせない。しかし他面で、少なくとも現状では、集落型営農法人は経済合理的な判断を越えた判断、求心力によらなければ存立しえないものでもある。法人がほぼ例外なくリーダーの実質的に無給の管理労働や、「村仕事」というような意識を抜きにしては維持しえないオペレーターの労働によって支えられていることが、後者の事情を端的に示している。集落型農業法人がそれぞれの経営のなかで集落の論理と経営の論理をどのように調整し、どのような活動を展開しているのか、以下３つの事例を検討する。　（以上、鈴木）

二　農事組合法人　フレッシュファーム神代（こうじろ）

1　概要

(1)　農業法人組織の概要

所在地：島根県飯石郡三刀屋町神代98

構成員：18名（全て三刀屋町神代の住民＝戸代表）

代表者：奥田 功（卓越した地域リーダー。71歳。土建業で資材関係の仕事に20年間携わった経歴の持主。）

資本金：950万円。

経営受託面積：13.0ha（うち水稲作付9.8ha、内訳＝コシヒカリ3.7、酒米3.0、モチ米3.0、他は転作で大豆、小麦など）

特定農業法人認定日：1998年１月30日

(2)　集落の概要

神代集落がある飯石郡三刀屋町は、旧三刀屋町・飯石村・鍋山村・中埜村の四町村合併によってできた総面積82.68平方kmに世帯数2376、総人口9003（1994年７月現在）が住む過疎の進む自治体である。しかし、松江市から南西34km、出雲市から南南東20kmに位置し、付近のＪＲ木次線木次駅まで７・８kmという鉄道の便のほか、近年公共土木事業の集中投下によって交通面では出雲市・松江市などの島根県の中心都市とは勿論のこと、中国横断自動車道尾道松江線を通して山陽方面とも直接に繋がり、三刀屋川（宍道湖に注ぐ斐伊川の支流で中流域を形成する）流域を中心に町も広がり、全体として山間地にありながらなお比較的孤立感の少ない地域だという印象を受ける。

神代集落は、標高250mの谷あい約1.5kmに広がる傾斜地で、三刀屋町の南西部の山間地にあり、旧中埜村に属していた、町の中心部から車で約15分かかる人家もまばらな山間農業地域である。

平均耕地面積は僅か0.7ha／戸と狭小で、しかも不整形と棚田を特徴とする条件不利地帯の典型のような耕作条件である。

集落の総戸数は24、総人口95名である。うち農家戸数は22、その全部が水稲栽培農家である。集落は高齢化率は24.2％（65歳以上23人）で、地域団体たる１つの自治会に組織されている。

しかし、最近は京都や大阪からいわゆるＵターンをして帰郷する者が相次ぎ（４戸）村に多少の活況を呼んでいる。これらＵターン組は農協や役場などに就職している（松江や出雲などの近辺の都市部に通勤しているようである。それを可能とする条件が整備された道路と交通網である）。長老の話では、若者が頑張っているのがこの村の良いところで、村の活力の源だという。

(3)「フレッシュファーム神代」の概要

1998年１月に、それまでの神代農機具共同利用組合（任意組合）と神代農産加工所との合併により、農事組合法人（農協法72条の８第１項第１号第２号による法人）「フレッシュファーム神代」となった。構成員は18戸の農家である。しかしその大半は通勤兼業で家計の主な部分を支えている。法人は水稲部、加工部と会計部の３部からなる。特定農業法人として位置づけられている。神代集落にある農家のうち、この法人組織に加入していない４軒の農家は、趣旨に賛同しないための不参加ではなく、そのうちの１戸は現に独自で他の人に委託しており、後の３戸は極めて耕地面積が小さく、法人に加入してもメリットがないので、参加していないという。

法人化に至る経緯は後述する。

法人は加入全農家が提供した土地（貸地）を経営基盤とするが、22戸の水田を合わせたその経営面積は13.0ha（全部水田）に過ぎず、そのうち現実の水稲作付面積は9.8ha（内訳はコシヒカリ3.7ha、酒米3.0ha、モチ米3.0ha）である。水田転作は別として、畑作はやらない。各自の自家用栽培のみで市場に出せるほどの規模でないので、集落営農のメリットがないからである。加入農家全戸が労働も提供することになっているが、実際には当然均等というわけにいかず、そこに量的にも質的にも不均一の提供労働及びその評価の仕方が、提供された水田の生産力の格差（山間地であるだけに個別地片によって条件差が激しく従って土地生産力が大きく違う）の扱いとともに、集落営農を活すも殺すもの要諦となり、運営のポイントとなっている。もちろん今日の農業を取り巻く外部条件の厳しさゆえ収支の均衡（というより経営の成立）には非常に苦労しているようである。

フレッシュファーム神代の集落営農の仕組み（広義には３部のそれぞれがそうであるが、以下は提供された土地＝水田経営をする水稲部のみについて言える）は太宗次のようなものである。

まず経営基盤となる土地は上述のように各農家の全ての水田を法人に集める。賃貸借だというがおそらく（ヒアリングでは確かめ損ねた）法形式としては経営基盤強化法上の「利用権設定」であろう。この土地代（賃借料）は、法人内部で異論も強く揉める種の一つのようであるが、今のところ、各地片の土地生産性（収量）の格差の大きさ（標準で反当たり１万円、上田で500kg、今年は540kg収穫できると言うが、下田はどれ位か聞き漏らした。なお転作大豆の収量は270kg～300kg／反程度のようである。）を無視し、法人は各提供農家に反（10a）当たり２万５千円を払っているようである。

但し、この賃貸借は重要な附款つきである。提供農地といっても、各農家は農地を提供すれば後は法人に任せっきりというのではなく、賃借料には各農家が自分の提供した農地の畦畔の草刈労賃、肥料頒布と水管理が含まれている。農地として基礎条件整備付きの田を法人に提供してこそ、参加各農家には、基本賃貸料（上述）のほか、管理委託料１万５千円、野獣対策費５千円の反当たり計４万５千円が一律に支給されるのである。なお、草刈や肥料頒布に必要な農薬や肥料については、５月から８月にかけて法人が各農家に必要

資材を提供する。団地化ができていない農地の集約ゆえの責任の持たせ方であり、オペレーターの労働力も足りない現実で、草刈や水管理までしていては採算が取れないからであろう。

法人傘下の約30人のオペレーターが水田を耕作するのは、春作業（耕起・鋤き込み・田植え等）と秋作業（刈取り・乾燥等）である。構成員全員が何らかの機械毎に登録して組織されて（例えばトラクター班というように）専属オペレーターとなり、水稲部は各自の日程を調整して作業計画を立てる。オペレーターは20歳代から60歳代まで年齢層が幅広く存在する。それぞれ時間給で、田植え機は1,100円、トラクターは900円（以上春作業）、コンバイン1,000円、ローラー1,000円、乾燥機900円である。法人予算としては、春作業に50万円、秋作業に40万円が計上されている。1997年度の水稲の作業実績は、育苗1500箱、耕起8.4ha、代掻き8.4ha、田植え5.8ha、収穫7.4haである。

水田転作は、猿・猪の獣害を考慮し、中央の圃上で団地化している（1.1ha）。大豆と麦を組み合わせれば土地利用効率は向上する。山田など転作に不向きなところは米を作る。

今日の農業は機械の切れ目が縁の切れ目と言われるほど機械が重要である。法人の所有する農業機械は次の通りである。

機械種類	性能	台数	取得価格（千円）	導入年度
ベースト田植機	5条	1台	1,658	1995年
トラクター	24PS	1台	1,850	1989年
トラクター	26PS	1台	1,900	1997年
コンバイン	3条	2台	8,600	1994年
乾燥機	16石	2台	1,760	1989年
乾燥機	20石	2台	2,100	1993年
籾すり機	5吋	1台	752	1993年
ハーベスター		1台	530	1989年
機械格納庫	90㎡	1棟	2,500	1979年
機械格納庫	70㎡	1棟	2,987	1989年
育苗ハウス	360㎡	1棟	1,500	1997年

こうして収穫した米は、自家用米として各農家には6千円／袋=30kgで販売し（要予約）、外には低農薬・縁故米として8000円／袋で販売している。

構成員も法人たる農事組合も農協の組合員であり、機械購入・販売いずれも農協を通して行っているが、米の販売はいったん農協に納め、次いで協定により返還してもらって独自ルートで捌いている。

コメはなるべく最終製品であるモチに加工したり麹を作ったりし、また転作の大豆も味噌にし（仕込み実績13ｔ）、最近は納豆も始めるなど、付加価値を吸収して利益を得るように努めている。味噌は近隣のスーパーに捌けるほか、給食需要がある。その他特に仕入れたこんにゃくやウメ（同1.5ｔ）を加工し梅干や健康食品などの特産品として、スーパーなどの販路や産直で直接消費者に届け、売れ行きは安定している。その他、年数回様々なイヴェントを通して売ることがあり、これは法人の宣伝にもなっている。

これらの加工も集落ぐるみで取り組み、その工程は加入農家の女性が主力の加工部が取

扱う。組合員（主として女性）が毎週出役して加工品を製造する。材料の仕入れ、配達も毎週１回、組合員が１～２名ずつ出役している。時間給で600円だが、稼ぎ頭は年70万円から80万円も稼いでいる。

加工所の機材所有状況は次の通りである。

種　　類	台数	取得価格（千円）	導入年度
加工所	１棟	3,000	1983年
味噌蔵	１棟	600	1986年
納豆蔵	１棟	400	1986年
回転釜、蒸し器など		1,000	1983年
発酵器	１台	700	1991年
その他加工機材多数			

なお、環境保全補助金（いわゆる直接払い）の受け皿として、集落内に別途全農家(24戸)加入の「神代いきいき21世紀委員会」を設立し、急・緩傾斜地165,118㎡について、303万２千円ほどの補助金を得ている。

また、獣害対策費として県から100万円補助されたのが、上記各農家への野獣対策費支給を可能とし、効果が大きかった。

加工所経営は、県の「がんばる島根農林総合事業」により、２分の１補助の対象となっている。その他、同事業により70パーセント補助を受けているものもあるようだが、その対象・内容は不祥である。

(4)　農事組合法人・フレッシュファーム神代の設立までの経緯

組織の前身は、神代集落にあった神代農機具共同利用組合と神代農産加工所である。

1977年に行なわれたほ上整備事業の成果を受けて、1978年地域農政事業として15戸の農家で神代農機具共同利用組合を設立し、その翌年から稲作共同作業を始めた。これが集落営農の始まりである。後に1989年に１戸、さらに1996年に１戸新規加入し、全部で17戸が農機具の集落共同利用の輪に加わる。農機具共同利用組合は、1984年には雲南米づくり大会事例に挙げられ、1995年には米づくり大会集団の部で表彰されるなど、県内で次第にその名を知られるようになった。

他方、1982年には集落の18戸の農家で神代農産加工所を設立し、神代における集落営農事業の第２形態が始まった。この加工所は84年に味噌の加工を始め、加工事業の多角化のきっかけを作る。

1995年頃、神代農機具共同組合では、任意組合による農地集積に限界が見え、資金借入名義の問題や会計処理の困難等が加わり、法人化への機運が生まれてきた。さらに、同組合では1997年に水稲共同育苗事業も始め、神代の集落営農はステージを１段階上げた。

こうして、1998年１月、農機具共同利用組合と農産加工所とが合併し、組合員18戸から成る農事組合法人・フレッシュファーム神代が誕生した。

(5)　奥田氏らによる（農）フレッシュファーム神代の中間総括

奥田氏は集団営農のメリットとして次の諸点を指摘した。

①　稲作作業の能率向上（植付、刈取り）

② 乾燥、調整の能率向上（特に乾燥は大きいという）

③ 農機具代が不要となる（実質的に、組合が農家に代わって農機代を支払い、農家は廉い農機利用料で農業を維持できる。組合がなく、機械が使えなくなれば今日の農業情勢では人は機械を更新せず敢えて農地を荒廃させるに任せるであろう。）

機械の切れ目が農業の切れ目という実態の中で、法人ができなければ（つまり前身の任意組合としての機械営農組合のままであれば、特定農業法人になれず、各種補助金の対象にならないから―報告者注釈）この集落は駄目になっていたであろう、というのが実感のようである。

構成員の団結と信頼関係の維持に心を砕いているというのが率直な印象で、そのためであろう、この農事法人の小規模な年間予算の中で40万円が「飲み代」に消えるという。

(6) 報告者の全般的感想

奥田氏は法人設立の狙いとして、a）集落の物質的豊かさ、b）集落の精神的豊かさ、という二つの「豊かさ」の追求を挙げていたが、その「解」は次のようなものであろう。

この「(農) フレッシュファーム神代」という組織による集落営農は、あくまでも生活拠点である集落の安定と住民たる農家の利益の極大を目指して組織され運営されており、それだけ集落営農の典型的な姿を示しているという印象を受けた。

奥田氏という卓越したリーダー、「竹下効果」かどうか分からないが、抜群の道路集中投資による交通網の驚異的発展がこうした山村をして、Uターンの受け皿として成り立たせ、またむしろ主たる収入である兼業先収入によって農業がそれ自体でさして収益が上がらなくても農地を維持できる経済的条件に恵まれているからこそ、辛うじて各種村仕事の実務を担える在村の中年層が比較的厚く存在し、これがリーダーを支えている。僅か13haの農地ではあるし、農業収入の家計全体に占める比重は極めて限られていると推測されるが、農業が行なわれ、そこに全く無視しえない程度の収入でも挙げ得るからこそ集落は維持できていると推察される。そこにこの山奥の集落にとって農業を保全すべき格別の意義があると考えられる。

しかし、一皮剝くとその運営は、当代の農業情勢と山間地域問題を反映して、薄氷の上を滑るに似て、極めて危うい舞台の上で舞っている観がある。例えば地代配分をめぐるゴタゴタと揉めかねない火種の収拾を通して透けて見えるものは、奥田氏たちの卓越したリーダーシップとともに、ガラス細工のような集落の団結を維持することの難しさである。この農事組合にして破格の40万円という支出を敢えてしても、「飲み会」がそれだけの重みをもつ所以であろう。

農業が辛うじて行なわれるには集落営農という農地管理があったればこそであり、したがって、この集落は集落営農ゆえに支えられていると言えよう。

集落営農は、「集落」を単位とする一種の集団化である。しかし、バラエティーに富んだその形は、世界各地の経験と同様に、農業の集団化が極めて困難な道であることを暗示している。

「(農) フレッシュファーム神代」の集落営農は、基本的生産手段である土地については法人が所有せず、これを構成員からの利用権設定による集約に留めて、基本的に集落ぐるみで運営されるオペレーター付き機械共有組合の段階にある。労働と機械の集落単位の集団化だと言えよう。しかも、山間傾斜地の収量差の激しい地片の土地生産性を評価せず（そのことは、良田の持主にしてみれば自分の土地提供が悪田の提供者と同じ寄与評価で

扱われることを意味する）、全戸の労働提供を重視して、その雰囲気の醸成に努めるなど、極力全戸が参加しやすい形を追求した運営方法を心掛けていると言えよう。地代の一律方式は抽象的に見れば労働配分への悪影響も懸念されるが、加工部に労力提供する構成農家の主婦も出役如何では年収70万円から80万円の副収入が得られる状態は、この過疎の村で働き手に一応満足を与えているのであろう。

このように実に微妙なバランスの上に成り立っている山奥の集落営農であるから、これを外から支えている各種補助金や奨励金が削減された場合には、その先は出口が容易に見出せない暗いトンネル状態しか描けないのである。

当事者の頑張りはもちろん必要であるが、それを支えている外部条件を見ることは、過疎の農業集落の場合、不可欠であると思われる。（以上、池田）

三　農事組合法人　橋波アグリサンシャイン

1　「橋波」地区の位置と概要

調査対象である農事組合法人・橋波アグリサンシャイン（以下、「橋波アグリ」と略す）がその活動を行っている「橋波」地区は、島根県簸川郡佐田町大字下橋波と上橋波を合わせた地域である。この地域は、佐田町の南端に位置し、南を頓原町に、西を大田市に接するいわゆる中山間地域である。「橋波」地区のある佐田町は、北を出雲市に接し、松江市までもさほど遠くない位置にあり、圏域的には雲南と呼ばれ、島根県内では比較的集落営農の組織化率が高い地域である[5)]。

「橋波」地区には、日の出・宮の部・横見・門曲の4集落があり、それらの人口構成および水田面積等は次のようになっている。

自治会名	戸　数	人　口	65歳以上	高齢化率（%）	事業所
日の出	20	65	28	43	0
宮の部	28	117	40	34	1
横　見	11	46	13	28	1
門　曲	20	63	24	38	1
合　計	79	291	105	36	3

（2002年1月1日調べ、橋波アグリ「「橋波」集落の概要」より）

自治会名	農家戸数	水田面積	作付面積	転作面積	平均面積
日の出	20	1145.1	683.3	461.8	57.2
宮の部	18	1147.7	664.8	482.9	63.7
横　見	10	706.6	423.7	282.9	70.6
門　曲	12	682.5	403.4	279.1	56.8
合　計	60	3681.9	2175.2	1506.7	61.3
集積分	30	1491.1	1007.6	483.5	

（2001年10月調べ。橋波アグリ「これからの農業は集落営農で」より）

5）島根県農林水産部「新たな集落営農の推進に向けて」（2002年）4頁。

これらの表からも分かるように、「橋波」地区は4集落の平均高齢化率が36％となっており、これは2002年度の全国平均約18％からすればかなり高齢化が進行している地域であるといえる。しかし、後に見る作業受託組織やそれを発展させた農事組合法人「橋波アグリ」を作り上げてきたのは現時点で40代50代の人たちであり、その年代の農業の担い手が集落内に存在しているといえる。またこれらの表の間には、若干調査日時に違いがあるものの、比べてみれば、およそ全戸数（79戸）の約76％が農家である。ただ、そのほとんどが町内や出雲市などの企業に勤める兼業農家であり、専業農家は2戸にすぎない。地区内の水田面積は約37haであり、1993年までにほぼ全ての水田が圃場整備を終えたが、農家一戸あたりの平均的な水田作付面積は約0.6haとなっている。

2　農事組合法人設立までの経過と法人化の理由

橋波アグリは、1998年1月に農業生産法人としてスタートしたが、それ以前から段階的な作業受託の取り組みが行われており、その基礎の上に設立されたものである。

(1)　任意組合設立まで

すでに見たように橋波地区の農家一戸あたりの水田作付面積は0.6haと小規模であることから、農業機械の大型化が困難であり、また高度成長期以降、農業従事者の高齢化にともない、作業受託の要望が高まっていた。つまりこの時期から、集落における農地保全と稲作の低コスト化をどのように進めていくかという課題が意識されはじめ、このような課題に対応するべく、昭和40年代から農協青年部による稲作作業の受託組織が結成され、農業機械の共同購入による低コスト化への取り組みが行われていた。さらに1986年には、サラリーマンを兼業する7人による農作業受託グループ「宮の部サンシャイン」が発足し、以後この二つのグループによって、橋波地区の稲作に関して作業受託が行われていた。

このような状況の中、橋波地区が、1991年に島根県が1989年から県単独事業として行っていた「ふるさと農業活性化事業」の指定を受けたことを契機に、上記の二つの組織のメンバーが中心になり、集落内農家の意向調査や先進地視察を行うとともに検討会議を重ね、またライスセンターの建設など稲作の受託作業体制の確立に向けた施設整備をすすめ、1993年6月に、二つの組織が合体し任意組合「橋波アグリサンシャイン」が設立された。

任意組合は、設立時に、会員数は21名、会費は、平等割：50,000円と反別割（10a当たり）：25,000円で、総出資額は444万5,000円であり、これに上記の県単独事業による1団体1000万のハード整備補助金を受けつつスタートしたのである。

(2)　法人化に向けて

もともと任意組合「橋波アグリサンシャイン」は、単に作業受託や機械共同化による低コスト化だけを目的とした組織ではなく、それによる集落内農地の保全と地域活性化をも目的とした組織であった。その意味では、作業受託を進めることは、他方で集落に住みながらも農業に従事しない人を増やす可能性があり、上記のような組織の目的からすればアンビバレントな側面があった。しかし、1995・96年あたりから耕作放棄が増加し、任意組合への作業委託の要請がさらに強くなってきたことから、これに応えうる体制作りが必要となってきた。すなわち、任意組合のままでは、①農地法をクリアできず、農地の集積ができないこと、②個人責任制であるためリスクがおおきいこと、③経理が不明確となりがちであること、等の理由から、法人化に向けて協議が開始されたのである。そして、1998

年１月18日に農事組合法人「橋波アグリサンシャイン」が設立され、同年12月15日には、特定農用地利用規程の承認を受け特定農業法人となった。橋波アグリが農事組合法人という形式を選択した理由は、そこに於いては有限会社とは異なり、組合員が一人一票の平等な権利を有するという点にあった。2000年からは先導的利用集積事業を推進し現在約15haの集積を終えている。なお、任意組合で導入した施設・機械については、一括して法人が所有するように処理している。資産および負債についても、法人がすべてを引き継いでいる。

3　法人の業務

(1)　主要な設備・機械装備

機械名	性　能	導入年	資　金
ライスセンター	木造平屋160平米	1993年	補助
トラクター	40ps	1994年	補助
トラクター（×２）	23ps 20ps（中古）	1995・96年	自己
乗用田植機	施肥６条植	1994年	補助
乗用田植機	４条（中古）	1996年	自己
コンバイン	４条刈り	1993年	補助
コンバイン	４条刈り	1998年	補助
乾燥機（×２）	24石	1993・94年	補助
籾摺機	５吋	1993年	補助
フォークリフト	２ｔ用	1993年	補助
播種機		2000年	補助
動力噴霧器		2000年	補助
玄米冷蔵庫	800袋収納	1998年	補助
ビニールハウス３棟	960平米	1996年	補助
農機具庫	360平米	1998年	商工会資金

(2)　利用権設定面積

橋波アグリは、法形式的には土地利用権の設定によって農地の集積を行っている。利用権設定期間は10年。法人による利用権設定面積は、2002年度で約18haである。内訳は、組合員の所有地が約15ha（20戸）、員外が約３ha（10戸）である。

(3)　作業受託実績

〈単位：ha〉

作業項目	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
育　苗	10.2	9.0	8.6	11.0	10.1	11.1	11.2
荒起こし	14.7	14.8	16.3	13.5	13.3	13.7	12.5
代かき	15.0	15.3	15.4	13.5	13.6	13.8	12.4

田 植 え	17.5	15.1	15.4	14.2	14.2	13.2	12.8
収　　穫	21.0	18.9	19.1	18.1	17.7	17.7	15.6
乾燥調整	22.0	21.8	19.8	19.0	18.5	19.4	19.0
藁 収 集	13.0	5.0	5.0	4.0	3.5	3.5	3.0

(4)　作業料金

主要な作業料金（10a 当たり）は以下のようになっている。

〈単位：円〉

作業項目	一　　般	組合委員
荒起こし	7,000	3,750
代 掻 き	6,000	3,600
田 植 え	7,700	4,600
刈り取り	21,000	10,500

(5)　オペレーター体制

平日の作業は主に専業者と都合のつくものが従事し、休日にはそれ以外の者が順番制により出役している（夕方、勤務を終えてから出役する場合もある）。乾燥調整を除く基幹作業は法人のオペレーターが担当し、畦畔管理・水管理等は利用権設定者である地主が行うことになっている。法人は、地主に対して、畦畔管理料10,000円/年、水管理料10,000円/年を支払う。農地所有者が管理できない場合には組合構成員である近隣農家が管理を代行し、代行者に管理作業料が支払われることになる。オペレーター料は、田植え・刈り取り・乾燥調整が1,500円/時間、その他の一般作業が1,200円/時間である。

なおオペレーターの作業従事時間数は以下のように推移しており、春・秋トータルでは斬減傾向にある。

〈単位：時間〉

区　分	1997年	1998年	1999年	2000年
春 作 業	900	1,073	1,001	872
秋 作 業	1,439	790	895	820
計	2,339	1,863	1,895	1,692
一人平均	111.3	93.0	94.0	84.6

5　若干の検討

以上が農事組合法人「橋波アグリ」の概要であるが、最後に、ヒヤリングの際の質疑応答で議論になった点、および「橋波アグリ」の基本的性格に関わる事項について簡単に紹介しておきたい。

(1)　法人設立段階での問題

まず農業生産法人設立段階での要件具備の問題である。

この点については、「橋波アグリ」が農事組合法人として設立される際に、農業協同組

合法上の要件、とくに同法第72条の９が、農民の共同組織としての法人という性格を維持するために、常時従事者における員外従事者の割合を３分の２以内に制限していることとの関係で、逆に組合員の常時従事者が３分の１以上であることが必要となり、兼業農家がほとんどである橋波地区において最低でも４～５名の常時従事者を確保しうるかどうかが問題となった。常時従事者の認定問題は、土地集積が可能な農業生産法人となるための農地法上の構成員要件（農地法第３条７項２号）でも問題となる。ただこの点は、常時従事者とは何かという基準の問題と農業委員会の判断に関わっており、何とかクリアすることができた。

もう一つの問題は、同じく農業生産法人の構成員要件で、組合員予定者が常時従事者としての構成員要件を満たすことができない場合には、当該予定者が構成員となるには「農地の権利を提供した個人」に該当する必要があるが、農地はなお親世代が所有しているために、組合員予定者が農地所有権等を提供することができない場合にどう対処するかという点である。この場合について、農地法は小作地の転貸を原則禁止しているため、組合員予定者が親から土地を賃借し、それを法人に転貸する方式で構成員となることはできない。島根県農業会議では、組合員予定者が使用借権を法人に移転する形式で構成員となることが可能と判断しているようであるが[6]、「橋波アグリ」では、組合員予定者４名が土地所有者である親から非課税範囲で土地の贈与を受けた後に、利用権を設定することでこの要件をクリアした。

以上の二点は、現実的には解決されて法人設立にこぎつけたのであるが、法制度の運用と解釈の問題としてはさらに精密な検討を要するであろう。

(2)　法人と土地所有者との関係

次の問題は、法人と土地所有者との実態的関係とその法形式をどのように理解するかという点である。

すでに見たように、法人は土地利用権設定の方式で土地を集積し、オペレーターが農作業を行うのであるが、その範囲は稲作における基幹作業が中心であり、畦畔管理・水管理等の日常管理は土地所有者が行うことになっており、この土地所有者の日常管理に対して対価を支払っている。これは、農地が点在しており、法人による日常的な管理が困難であることが理由である。法人では、利用権の設定された農地を「所有者に戻し」所有者が日常管理をする、と表現しているが、このような関係を法的にはどう理解するかという点が問題となる。

さらに、法人は利用権を設定した土地所有者に名目上小作料を支払っておらず、他方利用権を設定した農地で生産された米は組合員単位で法人が買い取り、その代金から様々の経費を差し引いた残りを土地所有者に支払うという処理をしている。この関係をどう理解するかも法的には重要な問題となる。

この問題について、たとえば、法人による利用権設定は単なる形式にすぎず、実質的には、農地所有者が自ら行うことのできない農作業（基幹作業）を法人が受託しているにすぎない、したがって法人と組合員の関係は農作業の請負的な関係であるとみる可能性もあろう。たしかにこのように考えると、法人が小作料を支払っていないことや、生産された米の所有権が土地所有者にあると考えられることから、法人が土地所有者から米を買い取

6）島根県農業会議・島根県「農業法人（集落営農型）育成マニュアル」（2001年）19頁。

るという処理をしていること、さらに受託作業料金等の経費を米の買い取り代金から差し引いていること、等の点は説明しやすい。また農地の日常管理は、土地所有者が当然の管理作業をやっているにすぎないと理解することになろう。しかし、このように考えると、法人が土地所有者の日常管理に対して対価を支払っている理由を説明することが困難となる。

したがって、法人設立の経緯から見ても、むしろ法人による利用権設定は、法人設立のための単なる形式ではなく、実質的なものであると考えるべきであろう。とすれば、その利用権に基づく土地利用によって生産された米は法人の所有物であるから、これを法人が買い取る必要はない。したがって、法人が米を買い取りその代金から必要経費を差し引いて残額を土地所有者に支払うというのは、法的な売買ではなく、むしろ法人が土地所有者に支払う〈小作料の計算方式〉にすぎないと考えるべきものとなる。この場合には、稲作に必要な水田の日常管理も本来は利用権者が担当することになるが、土地利用権を設定している法人が、散在する農地の日常管理を行うことが実際には困難であることから、この日常管理作業を土地所有者に再委託し、その管理委託料が土地所有者に支払われていると見ることになろう。

上記いずれの理解が妥当であるかはにわかに判断しがたいが、今回のヒヤリングによる限り、後者の可能性が高いように思われる。

(3) 地域の維持・活性化と「橋波アグリ」

最後に橋波アグリという組織の性格について、若干の事実を紹介しておきたい。

すでに紹介したところから伺えるように、「橋波アグリ」の基本的性格は水稲を中心とした作業受託組織である。しかし、それは農地の集積や機械・作業の共同化による農業の低コスト化のみを目的としているわけではない点に留意する必要がある。

ヒヤリングにおいて組合長の山本博稔氏は、〈「橋波アグリ」は、当初は兼業による農業の継続を目的として始まったものの、実際には、圃場の条件の有利・不利を問わずに作業を受託しており、不利な圃場を切り捨てることはできない、黒字は出さなくてもよい、うちは「水田維持法人」だ〉と述べているように、「橋波アグリ」において、利用権設定による機械・作業の共同化は集落における農地保全という目的を実現するための手段として位置づけられているといえる。

さらに「橋波アグリ」は、生産基盤としての農地保全だけではなく、橋波地区の地域活動の新たな組織化にも連携しつつ、より広い地域の活性化に対してもその視野を広げつつある。従来橋波地区での地域活動は、各集落の自治会を組織した連合自治会体制での活動と地区公民館活動が中心となっていた。しかし、このような体制では地域活性化の活動にも限界があることから、地区内の様々な活動を統合一本化し活動の重複をなくすとともに、全員参加による役割分担を図るため、1997年に地元佐田町が進めるコミュニティ・ブロック整備事業（町単独事業・１年目50万円、２年目～25万円）を受け入れ、地区内のほとんどの団体と組織を傘下に置いた「橋波振興協議会」が設立された。「橋波アグリ」は、この協議会の農林部会に属し、傘下の中核的な組織として位置づけられているのである。

このように「橋波アグリ」は、地域における農地保全を基盤とした地域の活性化をも目指しているのであり、その意味で〈地域内有志による集落維持型農事組合法人（非営利法人）〉と性格づけることができよう。農業を取り巻く国内的・国際的環境がますます厳しくなる中、このような組織の活動が今後どのような展開を見せるか注目されるところである。

（以上、吉岡）

四　有限会社　ファーム木精

1　頓原上地区の地域の概要

有限会社ファーム木精〔こだま〕（以下、「ファーム木精」と略す）の活動拠点である、島根県飯塚郡頓原町頓原村は、人口約3000人で、東に中国山地の連峰大万木山を、南に琴弾山を、西に大山国立公園に属する三瓶山を望み、平均標高410m、年間平均気温11.4℃、冬季最大積雪量1.2mという地理的及び自然環境的条件の下にある。中でも主要な生産拠点である頓原上地区は、町の中心部から北東2kmにあり、総延長4.5kmに及ぶ中山間地帯である[7)]。

この地区には武智、奥原、張戸、迫、泉川の5集落があり、当該法人の関係農家は54戸である。頓原上地区では、51戸が参加して担い手育成基盤整備事業による大区画のほ場整備に取り組んだ（平成13年に完了）。

頓原上地区の農家戸数と水田面積及びファーム木精の関係農家の数値は以下のようになっている。

区　分	全体	武智	奥畑	張戸	迫	泉川	地区外
戸数	54	13	13	14	12	12	－
利用権設定戸数	38	11	9	9	8	1	(2)
整備面積（ha）	55.8	16.2	13.6	15.4	8.5	2.3	－
植付面積（ha）	43.4	11.6	10.4	13.1	6.5	1.7	－

（「21世紀の農業をめざすエコファーマー　有限会社『ファーム木精』」2頁より）

2　ファーム木精の設立経緯と有限会社形態選択の理由

頓原上地区では、平成4年からほ場整備の検討が始まり、地区内のほぼ全戸（54戸中52戸）が参加した「担い手育成基盤整備事業」（注：県営）をきっかけとして、担い手としての集落営農組織の結成に向けた協議が重ねられた。平成8年には地区改良区営農専門部会として若手を中心に「あすなろ会」を発足させ、営農体制について協議が重ねられた末、平成9年に52戸が参加して集落営農組合「木精の里」を設立し、集団転作の取りまとめなど集落全体の土地利用調整を行った。同時に農作業の実働組織として機械共同利用組合「木精の里」（23戸参加）を設立し、これを地域の担い手として位置づけ、役員会において法人化に向けた議論を重ねた後、平成11年にこの機械共同利用組合を再編する形で、農業生産法人として有限会社「ファーム木精」が設立された（23戸にさらに9名が参加し32名が参加、直ちに町農業委員会の資格承認により特定農業法人となる）。そして、31haの利用権設定が行われ、平成12年から農用地流動化促進事業を導入し、平成14年（現在）時点で、集落内農地の73％にあたる41haにまで利用権設定が進み、今日に至っている。

有限会社形態を選択した理由であるが、任意組合では組織として農地の利用集積が進まず、組織の代表者との利用権設定にとどまらざるをえないという従来の制度の限界を感じたというのが初発の動機である。これに加え、法人形態であっても農事組合法人の場合、

7）「21世紀の農業をめざすエコファーマー・特定農業法人（認定農業法人）有限会社「ファーム木精」」「ファーム木精」のホームページ〔http://fish.miracle.ne.jp/fmkodama/〕）。

それまでの任意組織の負債や機械および施設等の継承が困難であるという法人への移行の問題への対処という静的な理由のみならず、有限会社形態を採用することで、生産物のロットの確保と資材の一括購入によるメリットの醸成を図りつつ、利益追求や人材確保、さらには将来の事業展開を展望するという動的理由がある。さらに積極的理由として、農事組合法人の場合は一人一個の議決権であるに対して、有限会社の場合は出資口数に応じて議決権が定まるため、決済や決断の迅速性がより確保でき、将来、株式会社への移行を展望する場合、組織移行上の利便性を見越したからでもある。

3　ファーム木精の組織

(1)　組織概要

有限会社「ファーム木精」は平成11年（1999年）11月に設立された。社員は、現在32名で、その内訳は、母胎となった機械共同利用組合の原始メンバーから22名（うち女性２名：夫が公務員で兼職禁止規定に抵触したため）と設立時に新たに参加した10名（うち地区外２名：銀行員・高齢者）から成る。前者は内規として正社員扱いで、労務提供と利用権の100％設定が義務づけられ、後者は準社員扱いで労務提供はなく、１口出資で正社員と同様のサービス提供を受けられる。

資本金は1255万円（251口、最大は１人16口）、出資１口あたり５万円である。

役員は、代表取締役１名、取締役２名、監査役２名の計５名で構成されており、取締役３名が農業生産法人要件上の専従役員で、基幹的オペレーターであり、その他、従業員（研修生）として３名を擁しており、そのうち１名は頓原農業公社から移籍した者、他２名は公募及び面接により選考した者で、一人は元コンピューター関連会社社員から、もう一人は元スーパーマーケット会社社員からの転職者である。それぞれコンピューター操作とマーケッティングの技術に長けている。

ヒアリングを行った代表取締役の加瀬部一倫氏は、北海道夕張の観光農園設立に携わった経験があり、昭和56年にふるさとの頓原上地区にＵターンしてきた後、任意組合の設立および法人化に向けた取りまとめ、さらに会社の設立・運営に指導的役割を担ってきている。

(2)　主要な設備・機械装備

機械名	性　能	導入年	資　金
乗用田植機	施肥６条植	1996年	補助（金）
乗用田植機	６条植	1997年	補助
歩行田植機	４条植	1997年	自己（資金）
トラクター	33ps	1997年	補助
トラクター	50ps	1997年	補助
トラクター	18ps	1997年	自己
コンバイン×２	４条刈り	1997年	補助
コンバイン	２条刈り	1997年	自己
乾燥機	20石	1997年	自己
乾燥機	18石	1997年	自己

乾燥機	40石	1998年	自己
乾燥機	40石	1999年	自己
乾燥機	35石	2000年	自己
籾すり機	5インチ	1998年	自己
格納庫	鉄骨平屋	1997年	補助
施設ハウス		2002年	補助

(3) 利用権設定面積

ファーム木精では、1999年（平成11年）の設立年に特定農業法人の資格が承認され、31haの利用権設定を行い、翌2000年からは農用地流動化促進事業を導入し、10年間の利用権設定に取り組み10haの利用権設定を加え、さらに2002年度末の現時点では合計47haの利用権設定を行っており、2003年度には50haを目標としている。内訳は、水稲22.7ha、大豆8.3ha（団地化）のほか、下記のように、標高の高さを生かして夏秋キャベツの栽培を積極的に行っている。

(4) 2002年度作業実績（受託含む）

2002年度の作業実績は以下の通りである。特にファーム木精の独自ブランド商品としてのブランド名の使用とその拡大を意識的に行っている。水稲に関しては実質的に利益は考えておらず、専ら商品作物が利潤の中心となる。

部　門	作付面積	特　記　事　項
水　稲	22.7ha	JAに出荷。160戸への直販。有機栽培や減農薬栽培に取り組み、エコファーマーの認定受ける。
大　豆	8.3ha （作業受託含む）	JAに出荷。但し自社米の名称を使ってもらう。
ソ　バ	4.5ha （作業受託含む）	地元のそば屋に卸す。
キャベツ	2.7ha	ケンタッキーフライドチキンに直接卸す。
レタス	0.3ha	ケンタッキーフライドチキンに直接卸す。

(5) 作業料金等

主要な作業料金は以下のようになっている。

作業項目	10アール当たり（社員対象）	そ　の　他
耕起（秋起し）	6,500円	乾燥調整　800円（30kg当たり）
荒代・稲代	6,200円	水稲苗代　575円（1枚）
田植え	7,000円	オペレーター及び出役賃金等 1,125円（1時間当たり）
収　穫	17,500円	
防　除	1,500円	
合　計	38,700円	

(6) 作業分担内容

ファーム木精は、オペレーターとして基幹作業部分（田植え・収穫作業等）を行うが、水管理や培管理等は利用権設定者（地主）が自ら行うことになっている。収穫された米の清算については、一人一人の米の食味検査を実施し、レベルに応じて精算を行う。これは、自己責任を導入し、良い米を作った人に報いるだけでなく、地域全体として良い米を作るための方策である。オペレーターは、３人の常時従事役員が中心となり、他の社員（構成員）は、春・秋作業に１回出役する程度の労務負担でまかなっている。利用権設定者自身が行った水管理については、10a 当たり5000円を、小作料（会社は、使用料と呼ぶ）については、10a 当たり25000円をファーム木精が利用権設定者（地主）に支払う仕組みになっている。なお、地権者の平均農地面積は、0.7ha で、法人は、収穫については地権者に１タイ（1/2俵＝30kg）あたり約7000円支払っている。法人としては、水稲では利益確保ができず、主たる収益は管理委託費となっている。

会社は、地主から利用権設定を受けているが、作業方法・生産方法等からいうと、地主と会社の関係は部分作業受委託関係ということができる。

4　その他

(1) ファーム木精の設立上の他の条件

高齢化率は町内では低い方（27％）で、50歳代以下の後継者がいることが、設立にあたっての基礎条件となっていた。具体的には、既に1987年（昭和62年）に登山道や花壇等の維持管理を目的として20歳代から40歳代までの男女で構成される「あすなろ会」が設立され、集落内の若いコミュニケーションを培ってきたこと、さらにそのメンバーが主体となって機械共同利用組合が設立され（60歳定年制）、その後の有限会社設立間での経過を常にリードしてきた。

他方で、有限会社ファーム木精と「木精の里」集落営農組合との関係は、なお微妙なものがある。

(2) ファーム木精設立の目的

様々な業者に頼ることなく、農地の集積から管理までを一元化し、自ら経営を行うことにより、高齢者などの働く場を確保することが挙げられる。各自バラバラにかつ他と同じ作物を作ることがこれまでの条件不利地の問題であると認識し、法人の機敏な判断により新たな商品作物を作ってゆくことで、問題を解決しようとすることである。

(3) ファーム木精の経営戦略と今後の展望

販売部門を株式会社として別会社化し、そのことによってJA との関係を清算しその流通機能を代替することが課題となっている。将来的課題として、有限会社自体を株式会社化して、株主としての消費者をまきこんで、何をどのような質で（有機作物など）作るべきかを判断してもらい、生産された作物を消費者に還元することを検討している。

5　報告者の全般的感想

以上は有限会社ファーム木精の社長の加瀬部氏からの聞き取りの概要であるが、聞き取り及びその際の質疑の過程で浮かんだ全般的感想を述べて報告を締めくくりたい。

第一に、島根県の集落営農組織において農事組合法人の形態が多い中、早い段階で有限

会社形態を選択した点が、大きな特徴といえる。どの段階から有限会社形態の構想を具体的に検討していたかは不明であるが、法人形態の様々な利便性の中で最も主要な動機としては、集落営農の法人化の流れの中で、この頓原上地区の内部における集落農業経営方針についての見解の相違を脱却することではなかったかと推測される。すなわち、農事組合法人形態の場合は、集落全員参加型で方針決定について一人一票主義を基本とするに対して、有限会社形態の場合には、口数に応じて議決権が決定されるため強いリーダーシップを発揮しやすいという特徴を持つが、頓原上地区では、ヒアリング対象であった会社社長の加瀬部氏という極めて強いリーダーを中心とした比較的若い層と、より高齢層との間で、必ずしも方針の一致をみることなく、全員一致型ではなくリーダー先行型で集落営農を進めるためには、有限会社形態が適切であったと考えられる。消極派の見解を聞くことができなかったためことの詳細は不明であるが、とりわけ、加瀬部氏のWTO体制後の農業のあり方についての独自の先進的な見解は、旧来の農業者にとり完全に受容することは早急には困難であると思われる。しかし他方で、他の地区の農事組合法人形態による「守り」の集落営農と異なり、ファーム木精のような「攻め」の集落営農を考える場合、経営を合理化し外部の有能な能力を集めて積極的な戦略を立てることは、一つの必然的な結果であると思われる。

第二に、作業受託の関係についてであるが、上述のように基幹作業部分以外の作業を利用権設定者に再委託し、米の作柄に応じて清算することにより、それぞれの農地管理の責任を地権者に負わせるという競争原理の導入が特徴的である。金銭授受の関係は、地権者と法人との農地の利用権設定契約に基づく小作料の支払い、地権者自身に農作業を委託する委託契約による受託料の支払い、収穫された作物の売買契約に基づく代金の支払い、他方で、法人が地権者から農作業を委託される委託契約に基づく委託料の受け取りがあり、複雑な関係を法的に整合的に説明することは困難であるが、水稲については利益目的ではないことから、この点では集落の維持機能を持っているといえる。

第三に、種々の補助金の支出が実際の法人設立の動員力となった側面もあり、今後の展開についても補助金の種類や金額、支給の有無などによって大きな影響を受けることが予想される。

第四に、「集落営農」の概念についてであるが、島根県の定義では、「集落の過半の農家が、農業生産の維持・発展に関する合意の下に、農業の生産行程（その農業に付随する加工・貯蔵・販売を含む）の一部又は全部について労働力及び機械・施設利用の組織化（機械・施設の共同所有のみを除く）を実施している営農のこと」[8]とされており、要件としては、集落農家の過半数の合意、農業生産に関する合意、生産行程の組織化の実施の3つである。ファーム木精もこの概念に含まれるが、集落営農組合「木精の里」とファーム木精との関係の如何によっては、「集落農家」の過半数の比重と合意内容が変わりうるため、補助金のあり方とも連動して、果たして法人の発展の形態によっては集落営農概念に包摂しきれるかどうか不明な点もあると思われる。「集落」という地理的・地域的概念と「営農」という経営的概念が結びつくことによる可能性とその限界の認識が今後の課題である。

（以上、牛尾）

8）島根県農林水産部「新たな集落営農の推進に向けて」（2002年）8頁。